平成２６年（フ）第１８５号
盛岡市月が丘１丁目４番34号　シティハイツ青山Ａ―102号
債務者　田原　裕美
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１７０号
奈良県生駒郡斑鳩町阿波２丁目10番12号Ａ―201
債務者　三好恵里子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１８１号
奈良市大安寺２丁目13番５―103号
債務者　豊澤　里志
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１２８号
香川県高松市牟礼町牟礼1039番地15
債務者　廣瀬　重之
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５０号
香川県丸亀市飯山町真時464番地１
債務者　中條　恵美（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第２２７号
千葉県鎌ケ谷市南初富３丁目21番６号　サングロ―リア壱番館102号
債務者　榊原千枝子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２８３号
千葉県柏市酒井根６丁目４番18号　アーバンタカハシ６―205号
債務者　五十嵐政彦
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３０号
千葉県四街道市大日866番地５　レオパレスカヤハシダイ102、申立時の住所茨城県神栖市深芝南１丁目９番地８　Ｍ’ｓコート110
債務者　中村　良平
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第３２号
茨城県神栖市知手中央６丁目15番４号　細田アパートＢ
債務者　市原　　明
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第３４号
茨城県神栖市波崎8942番地
債務者　藤崎　将也
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第４３７号
千葉県船橋市宮本８丁目29番12号　パインエイトＡ―102号
債務者　工藤　行雄
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４３８号
千葉県船橋市宮本８丁目29番12号　パインエイトＡ―102号
債務者　工藤　俊子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４４０号
千葉市美浜区幸町１丁目９番３棟107号
債務者　八角　　衛
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４５２号
千葉県船橋市本中山１丁目13番10―103号
債務者　成瀬　義一
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４６２号
千葉県習志野市津田沼１丁目６番13号　ラ・ヴィーダ津田沼101号
債務者　円谷　幸子（旧姓黒沢）
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４７６号
千葉県船橋市薬円台２丁目11番４号　メゾンセフィラ105号
債務者　平田　　道
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４７９号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区10棟406号
債務者　櫻井　勇孝
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係